

青森県報

第三千七十九号

平成二十一年
五月一日
(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|---|----------|---|
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… | (高年齢福祉課) | 一 |
| 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出…………… | (同) | 一 |
| 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… | (同) | 二 |
| 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…………… | (同) | 二 |
| 特定計量器の定期検査の実施…………… | (商工政策課) | 二 |
| 公 告 | | |
| 調理師試験の施行…………… | (保健衛生課) | 四 |
| 大規模小売店舗の変更の届出…………… | (経営支援課) | 四 |
| 出先機関 | | |
| 土地改良区の役員の就任…………… | (三八地域) | 五 |
| 土地改良事業の工事の完了…………… | (同) | 五 |
| 公安委員会 | | |
| 技能検定員等の審査の実施…………… | (運転免許課) | 五 |
| 公営企業 | | |
| 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… | (病院局) | 七 |
| | (経営企画室) | 七 |

告 示

青森県告示第三百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定居宅サービス事業者 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う所 | 廃止年月日 |
|------------------|---------------|----------------|--------------|----------------|----------|
| 特定非営利活動法人ハート&ハート | 弘前市大字土手町一七九 | 訪問介護 | 訪問介護事業所やまもと | 弘前市大字土手町一七九 | 平成三〇・四・一 |
| ふるさと介護株式会社 | 平川市光城七丁目四三 | 訪問介護 | ふるさと介護 | 平川市唐竹堀合五九の二 | 三〇・三・一 |
| 社会福祉法人和洋会 | 平川市大坊前田一三七の二 | 訪問介護 | 浦町ホームヘルプサービス | 黒石市浦町一丁目八二 | 三〇・三・三 |
| 社会福祉法人和洋会 | 平川市大坊前田一三七の二 | 通所介護 | デイサービスセンター | 黒石市浦町一丁目八二 | 〃 |
| 特定非営利活動法人アライブ | 弘前市大字青山二丁目二の六 | 訪問入浴介護 | 訪問入浴サービス | 弘前市大字青山二丁目二の六 | 三〇・三・六 |
| 津軽保健生活協同組合 | 弘前市大字田町五丁目二の二 | 訪問リハビリテーション | 津軽保健生活協同組合 | 青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇 | 三〇・四・一 |

青森県告示第三百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅

介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十一年五月一日

青森県知事 三村 申吾

| 指定居宅介護支援事業者 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | 廃止年月日 |
|--------------------|-----------------------|---------------|
| 名称 有限会社ケアサポート暖炉 | 所在地 青森市中央二丁目一七の一〇 | 平成二〇一三年三月三十一日 |
| 名称 有限会社ケアサポート暖炉 | 所在地 青森市中央二丁目一七の一〇 | 平成二〇一三年三月三十一日 |
| 名称 株式会社ゆとり | 所在地 上北郡野辺地町字白岩四〇の一 | 平成二〇一三年三月三十一日 |

青森県告示第三百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成二十一年五月一日

青森県知事 三村 申吾

| 名称 | 開設の場所 | 指定辞退年月日 |
|---------|--------------|---------------|
| 医療法人章士会 | むつ市柳町二丁目八の二二 | 平成二〇一三年三月三十一日 |

青森県告示第三百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定

介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十一年五月一日

青森県知事 三村 申吾

| 指定介護予防サービス事業者 | 介護予防サービスの種類 | 介護予防サービス事業を行う事業所 | 廃止年月日 |
|------------------------|-------------|---------------------|---------------|
| 名称 株式会社介護ふるさと介護株式会社 | 訪問介護 | 所在地 青森市光城七丁目四三 | 平成二〇一三年三月三十一日 |
| 名称 社会福祉法人和洋会 | 訪問介護 | 所在地 青森市大坊前田一三七の二 | 平成二〇一三年三月三十一日 |
| 名称 社会福祉法人和洋会 | 訪問介護 | 所在地 青森市大坊前田一三七の二 | 平成二〇一三年三月三十一日 |
| 名称 社会福祉法人和洋会 | 訪問介護 | 所在地 青森市大坊前田一三七の二 | 平成二〇一三年三月三十一日 |
| 名称 社会福祉法人和洋会 | 訪問介護 | 所在地 青森市大坊前田一三七の二 | 平成二〇一三年三月三十一日 |
| 名称 社会福祉法人和洋会 | 訪問介護 | 所在地 青森市大坊前田一三七の二 | 平成二〇一三年三月三十一日 |

青森県告示第三百十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十一年五月一日

青森県知事 三村 申吾

| 実施日期日 | 実施場所 | 検査対象区域 |
|--------------------------------|------------|--------|
| 平成二十一年六月八日 午前十一時から 正午まで | 農村環境改善センター | 象区域 |
| 平成二十一年六月八日 午後一時から 午後三時まで | 農村環境改善センター | 象区域 |

| | | | |
|--------|-------------------------|------------------------|-----|
| 六月九日 | 午前九時三十分から 正午まで | 深浦町役場 | 深浦町 |
| 六月十日 | 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで | 黒崎地区排水処理施設 | |
| " | 午後一時から 午後三時まで | ふれあいと創造の館 | 町 |
| 六月十五日 | 午後二時から 午後三十分まで | つがるにしきた農業協同組合 中村支店 | |
| " | 午後一時から 午後二時三十分まで | 鳴沢リンゴセンター | 津 |
| 六月十六日 | 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで | 赤石支店 | |
| " | 午後二時から 午後三十分まで | 中央公民館 | 津 |
| 六月十七日 | 午前九時三十分から 正午まで | " | |
| 六月二十二日 | 午後十時三十分から 正午まで | 富港公民館 | 津 |
| " | 午後一時から 午後三時まで | つがるにしきた農業協同組合 牛瀧支店 | |
| 六月二十三日 | 午前九時三十分から 正午まで | 車力防雪センター | 津 |
| " | 午後三時から 午後三十分まで | つがるにしきた農業協同組合 繁田出張所 | |
| 六月二十四日 | 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで | つがるにしきた農業協同組合 繁田出張所 | 津 |
| " | 午後三時から 午後三十分まで | つがる支店 一号倉庫 | |
| 六月二十五日 | 午前十時から 正午まで | つがる支店 語利倉庫 | 津 |
| " | 午後一時から 午後三時まで | 館岡コミュニティ消防センター | |

| | | | |
|--------|-----------------------|------------------------|------|
| 六月二十六日 | 午前十時から 正午まで | つがるにしきた農業協同組合 川除支店 | つがる市 |
| " | 午後一時から 午後三時まで | 柏農村環境改善センター | |
| 六月二十九日 | 午前十一時三十分から 午後三十分まで | つがるにしきた農業協同組合 玉稻営業所 | 津 |
| " | 午後三時から 午後三十分まで | つがる市消防署森田分署裏車庫 | |
| 六月三十日 | 午前九時三十分から 正午まで | 木造若草館 | 津 |
| 七月一日 | 午前十時三十分から 正午まで | 木造町農業協同組合柴田事業所 | |
| " | 午後一時から 午後三十分まで | " | 津 |
| 七月二日 | 午前九時から 正午まで | 林事業所 | |
| " | 午後一時から 午後三時まで | つがる市役所裏車庫 | 津 |
| 七月三日 | 午前十時から 正午まで | 谷地頭農民研修センター | |
| " | 午後三時から 午後三十分まで | 六川目公民館 | 津 |
| 七月六日 | 午前十一時三十分から 午後三十分まで | 淋代公民館 | |
| " | 午後二時から 午後三十分まで | おいらせ農業協同組合倉庫 | 津 |
| 七月七日 | 午前九時三十分から 正午まで | 西古間木町内会館 | |
| 七月八日 | 午前九時三十分から 正午まで | | 津 |
| 七月九日 | 午前九時三十分から 正午まで | | |

| | | | |
|-------|----------------------|-----------|------|
| 七月十四日 | 午後一時から 午後三時まで | 三沢市役所裏車庫 | |
| 七月十三日 | 午前九時三十分から 正午まで | | |
| 七月十三日 | 午前十時三十分から 午前十一時まで | 大白公民館 | |
| 七月十三日 | 午後一時三十分から 午後二時まで | 村市「大滝商店」前 | 西目屋村 |
| 七月十四日 | 午前十時三十分から 正午まで | 西目屋村役場車庫 | 西目屋村 |

公 告

調理師試験の施行

平成二十一年調理師試験を次のとおり施行するので、青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）第二条第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十一年九月十三日（日）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十一年七月十五日（水）から同月二十九日（水）まで。ただし、郵送による場合は七月二十九日（水）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり21推進グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室及び青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり21推進グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり21推進グループ（電話 〇一七 七三四 九二二二）に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドウ

八戸市沼館四丁目七の一・二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 日 |
|---|---|--------------|
| 福田道路株式会社 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目五三の一 代表取締役 三浦克彦 | 福田道路株式会社 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目五三の一 代表取締役 河江芳久 | 平成 三・三・二五 |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町八の八

代表取締役社長 亀井淳外

四 届出年月日

平成二十一年四月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年五月一日から同年九月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年九月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年五月一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就任の年月日 |
|-------------------|--------|---------------------|---------|
| 理事 | 赤坂 文男 | 三戸郡五戸町大字倉石又重字下夕沢八の一 | 平成三・三・六 |

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十一年五月一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

| 土地改良事業の名称 | 事業を行う者 | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-------------------|--------|---------------------------------|
| 二年災農地災害復旧事業 | 五戸町 | 平成三・三・三 |
| " | " | 三・三・六 |
| " | " | 三・三・三 |
| 二年災農用施設災害復旧事業五九一一 | " | " |
| " | " | 三・三・六 |
| " | " | 三・三・三 |

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十六号

平成二十一年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定

員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）（第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年五月一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 審査の種類、日時、場所及び項目

| | | | |
|--|---|------------------------------------|--------------------------------|
| 審査の種類 | 審査の項目 | 審査の場所 | 審査の項目 |
| 教習指導員（普通） 技能検定員（普通） | 平成二十一年六月一日から同月十一日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで | 青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課 | 教習に関する技能及び知識 |
| 教習指導員（大型） （中型） （大特） （牽引） 技能検定員（大型） （中型） （大特） （牽引） | 平成二十一年六月十二日から同月二十六日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午後一時から午後五時まで | 右 同 | 教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識 |
| 教習指導員（普通） | 一 平成二十一年六月二十九日から同年七月三日までの午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十一年七月十三日から同月十七日までの午前 | 右 同 | 教習に関する技能及び知識 |

| | | | |
|--|---|-----|--------------------------------|
| 技能検定員（普通） | 一 平成二十一年八月二十八日から同年九月四日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十一年九月十四日から同月十八日までの午前八時三十分から午後五時まで | 右 同 | 技能検定に関する技能及び知識 |
| 教習指導員（大型） （中型） （普通） 技能検定員（大型） （中型） （普通） | 一 平成二十一年六月二十三日から同月二十六日までの午前八時三十分から午後零時まで 二 平成二十一年七月二十一日 | 右 同 | 教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識 |

| | | | |
|--------------------------|--|-----|----------------|
| 教習指導員(大自二) 技能検定員(大自二) | 日から同月二十四日までの午前八時三十分から午後零時まで | 右 同 | 教習に関する技能及び知識 |
| | 一 平成二十一年七月十日の午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十一年十月六日の午前八時三十分から午後五時まで 三 平成二十二年三月三日の午前八時三十分から午後五時まで | | 技能検定に関する技能及び知識 |

(注) 自衛隊教習所にあつては、種類欄の(普通)を(大型)と読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ該当各号に該当することを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第二条別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請用紙は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七 七八二 〇〇七一)に問い合わせること。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年五月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第十八号中「六月から九月」を「六月から十月」に改める。別表第五の特別休暇の項中

一の年(一月一日から十二月三十一日までをいう。)の七月から九月の期間一日

を

一の年(一月一日から十二月三十一日までをいう。)の七月から九月の期間内(管理者が特に認める職員にあつては、一の年の六月から十月までの期間内)における一日

に改める。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭